

## 宇都宮市スポーツ広場整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市教育委員会の交付するスポーツ広場整備補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市教育委員会補助金等交付規則（昭和41年教育委員会規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、スポーツ広場の設置等をしようとする者に対し、その費用の全部又は一部を補助することにより、市民の健康増進と地域の交流促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ広場 地域の子どもから高齢者まで不特定多数の住民の利用に供するため、設置者が自主的に空地等を確保して設置する屋外の運動広場をいう。
- (2) 設置者 スポーツ広場を設置しようとする自治会、体育協会等の公共的団体をいう。

### (補助の種類)

第4条 スポーツ広場の補助は、新規設置補助、増設補助及び改修補助とする。

### (新規設置補助)

第5条 スポーツ広場の新規設置補助は、設置者がスポーツ広場を新たに設置し、整備する場合における設置整備費に対する補助をいい、その基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として、1自治会当たり1箇所のスポーツ広場であること。ただし、当該自治会の存する区域内に既にスポーツ広場がある場合であっても、新たに設置整備する相当の理由があるときは、この限りでない。
- (2) 敷地面積が、1,500平方メートル以内であること。
- (3) 敷地の所有者との間に5年以上の使用貸借又は賃貸借の契約を締結できるものであること。この場合において、農地を敷地として利用する場合には、あらかじめ、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可を受けているものとする。
- (4) 住民が利用するものとして安全が確保できる場所であること。

(増設補助)

第6条 スポーツ広場の増設補助は、設置者が既存スポーツ広場（スポーツ広場のうち、この要綱又は宇都宮市高齢者スポーツ用広場整備補助金交付要綱（平成13年4月1日告示第144-2号）により補助を受けたスポーツ広場をいう。以下同じ。）を拡張し、整備する場合における当該拡張部分の設置整備費に対する補助をいい、その基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 増設後の敷地面積の合計が、1,500平方メートル以内であること。
- (2) 増設部分の敷地の所有者との間に5年以上の使用貸借又は賃貸借の契約を締結できるものであること。この場合において、農地を敷地として利用する場合には、あらかじめ、農地法第5条の規定による許可を受けているものとする。

(改修補助)

第7条 スポーツ広場の改修補助は、設置者が既存スポーツ広場を補修し、又は改修する必要が生じた場合における当該改修に係る費用に対する補助をいう。

(補助対象経費及び補助限度額)

第8条 補助金の交付の対象となる経費は、スポーツ広場の敷地の整地に係る経費及びスポーツ広場の敷地の整地とともに行なう附帯設備に係る経費とし、その補助限度額は次のとおりとする。ただし、手数料、負担金等の経費については対象から除くものとする。

- (1) 新規設置補助及び増設補助 1平方メートル当たり1,000円以内とし、150万円を限度とする。
- (2) 改修補助 原則として、1平方メートル当たり500円以内とし、75万円を限度とする。

(補助の制限)

第9条 スポーツ広場としてこの要綱に規定する補助を受けたものは、原則として、当該補助を受けたときから2年間は、増設補助又は改修補助を受けることができない。

(補助の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事設計見積書の写し

- (4) 敷地の位置図及び敷地内見取図
- (5) 土地使用貸借契約書又は土地賃貸借契約書の写し
- (6) 工事着手前の土地の状況写真  
(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた設置者は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事中及び完了後の状況写真  
(管理運営)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、当該施設を自主的に管理運営するとともに、スポーツの指導普及に努めるものとする。

(廃止届)

第13条 設置者は、スポーツ広場敷地の使用貸借又は賃貸借の契約期間満了等により、当該敷地を引き続きスポーツ広場として使用できなくなったときは、別に定めるところにより教育長に届け出なければならない。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。